行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例を次のように定める。

平成27年9月1日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供 ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有 するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネッ トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人 情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例 又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提 出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 (委任)
- 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関		事務
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関す
		る事務であって規則で定めるもの
2	市長	山陽小野田市営住宅条例(平成17年山陽小野田市条
		例第165号)によるコミュニティ住宅に関する事務
		であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法 (昭和22年	生活に困窮する外国人に
	法律第164号)による	対する生活保護の措置に
	障害児通所給付費、特例	関する情報であって規則
	障害児通所給付費若しく	で定めるもの
	は高額障害児通所給付費	
	の支給又は障害福祉サー	
	ビスの提供に関する事務	
	であって規則で定めるも	
	0	
2 市長	地方税法(昭和25年法	生活に困窮する外国人に
	律第226号)その他の	対する生活保護の措置に
	地方税に関する法律及び	関する情報であって規則
	これらの法律に基づく条	で定めるもの
	例による地方税の賦課徴	
	収に関する事務であって	
	規則で定めるもの	
3 市長	公営住宅法(昭和26年	生活に困窮する外国人に
	法律第193号)による	対する生活保護の措置に
	公営住宅の管理に関する	関する情報であって規則

		事務であって規則で定め	で定めるもの
		るもの	
4 市	ī長	介護保険法(平成9年法	生活に困窮する外国人に
		律123号)による保険	対する生活保護の措置に
		給付の支給、地域支援事	関する情報であって規則
		業の実施又は保険料の徴	で定めるもの
		収に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
5 市	長	障害者の日常生活及び社	生活に困窮する外国人に
		会生活を総合的に支援す	対する生活保護の措置に
		るための法律(平成17	関する情報であって規則
		年法律第123号)によ	で定めるもの
		る自立支援給付の支給又	
		は地域生活支援事業の実	
		施に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
6 市	ī長	子ども・子育て支援法	生活に困窮する外国人に
		(平成24年法律第65	対する生活保護の措置に
		号) による子どものため	関する情報であって規則
		の教育・保育給付の支給	で定めるもの
		又は地域子ども・子育て	
		支援事業の実施に関する	
		事務であって規則で定め	
		るもの	
7 市	ī長	生活に困窮する外国人に	児童扶養手当法(昭和
		対する生活保護の措置に	36年法律第238号)
		関する事務であって規則	による児童扶養手当の支
		で定めるもの	給に関する情報であって
			規則で定めるもの

地方税法その他の地方税 に関する法律に基づく条 例の規定により算定した 税額又はその算定の基礎 となる事項に関する情報 (以下「地方税関係信 報」という。)であって 規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年 法律第141号)による 養育医療の給付又は養育 医療に要する費用の支給 に関する情報であって規 則で定めるもの

児童手当法(昭和46年 法律第73号)による児 童手当又は特例給付の支 給に関する情報であって 規則で定めるもの

介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律による自立 支援給付の支給に関する 情報であって規則で定め

		るもの
8 市長	山陽小野田市営住宅条例	生活保護法(昭和25年
	によるコミュニティ住宅	法律第144号)による
	に関する事務であって規	保護の実施又は就労自立
	則で定めるもの	給付金の支給に関する情
		報であって規則で定める
		もの
		地方税関係情報であって
		規則で定めるもの
		住民基本台帳法(昭和
		42年法律第81号)第
		7条第4号に規定する事
		項であって規則で定める
		もの
		生活に困窮する外国人に
		対する生活保護の措置に
		関する情報であって規則
		で定めるもの